

8 安（核規）第 9 4 4 号

平成 9 年 1 0 月 1 7 日

原子力委員会委員長 殿

内閣総理大臣



原子燃料工業株式会社東海製造所における
核燃料物質の加工の事業の変更の許可について（諮問）

原子燃料工業株式会社 取締役社長 菊地 幸司から平成 8 年 1 1 月 2 0 日付け東許第 2 4 4 号（平成 9 年 7 月 1 4 日付け東許第 2 5 2 号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第 1 6 条第 3 項において準用する法第 1 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第 1 6 条第 3 項において準用する法第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。

別 紙

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適合について

1. 加工の能力

今回の事業変更に伴う申請者の加工の能力に変更はなく、本申請を許可することによって、加工の能力が著しく過大になることはないと認める。

2. 経理的基礎

今回の事業変更に伴い必要とされる資金は、自己資金により充当する計画であり、その確保に見通しがあり、当該事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があるものと認める。

お 知 ら せ

平成 9 年 1 0 月 3 1 日

原 子 力 調 査 室

第 6 9 回 原 子 力 委 員 会 臨 時 全 議

資 料 2 - 1 原 子 燃 料 工 業 株 式 会 社 東 海 製 造 所 に お け る 核 燃 料 物 質 の 加 工 の 事 業 の 変 更 の 許 可 に つ い て (諮 問)

における別添申請書「核燃料物質加工事業変更許可申請書」及び「核燃料物質加工事業変更許可申請書の一部補正について」は、資料多量のため省略いたします。

ご必要の折りは、原子力調査室 03-3581-5197 新井まで連絡下さい。